

年管管発0306第2号  
平成26年3月6日

日本年金機構年金給付部長 様

厚生労働省年金局事業管理課長

永住者の在留資格等を有するに至った者に係る  
合算対象期間の取扱いについて（回答）

平成26年1月29日付け年機構発第19号により協議のありました合算対象期間の取扱いにつきまして、下記のとおり回答いたします。

記

- 1.氏名 [REDACTED]
- 2.生年月日 [REDACTED]年[REDACTED]月[REDACTED]日
- 3.基礎年金番号 [REDACTED] - [REDACTED]
- 4.合算対象期間 20歳（昭和36年4月以降に限る）から60歳までの間の海外在住期間については合算対象期間として差し支えない。

年機構発第19号  
平成26年1月29日

厚生労働省年金局事業管理課長 様

日本年金機構年金給付部長

65歳を超えてから永住者の在留資格等を有するに至った者に係る  
合算対象期間の取扱いについて

標記については、平成20年5月22日付庁保発第0521001号社会保険庁運営部年金  
保険課長通知に基づき別添のとおり協議しますので、よろしくお取り図らい願います。

記

1. 請求者 [REDACTED]
2. 基礎年金番号 [REDACTED] - [REDACTED]
3. 住所 [REDACTED]
4. 生年月日 [REDACTED]年[REDACTED]月[REDACTED]日
5. 上陸許可年月日 [REDACTED]年[REDACTED]月[REDACTED]日
6. 永住資格申請日 [REDACTED]年[REDACTED]月[REDACTED]日
7. 65歳到達日 [REDACTED]年[REDACTED]月[REDACTED]日
8. 永住資格取得日 [REDACTED]年[REDACTED]月[REDACTED]日
9. 上陸から永住者になるまでの永住資格 [REDACTED]
10. 協議内容 20歳（昭和36年4月以降に限る）から  
60歳までの間の海外在住期間について、  
合算対象期間として差し支えないか

平成 25 年 11 月 7 日

構本部年金給付部  
年金給付部長 様

■■■■年金事務所長  
(公印省略)

判断困難事例に係る協議依頼

1. 協議に至った事情

永住権の取得申請を 65 歳に到達する前に行ったが、永住権を取得した日が 65 歳到達日以降であった者から、裁定請求書の提出がありましたので合算対象期間の取扱いについて、平成 20 年 5 月 21 日付庁保険発第 0521001 号により協議いたします。

2. 事象の把握

(1) 請求書・届書・処理票等の記入内容の確認

年金請求書 (老齢給付)・外国人登録原票記載事項証明書・パスポート (写し)

(2) 請求者生年月日

請求者生年月日	■■■■年■■月■■日
永住権申請年月日	■■■■年■■月■■日
65 歳到達年月日	■■■■年■■月■■日
永住権取得年月日	■■■■年■■月■■日
年金請求手続年月日	■■■■年■■月■■日

(3) 現行制度をいつ知ったかについて

■■■■年■■月■■日、年金が受給できるかとのことで相談にみえられ、その際 65 歳までに永住許可を受けていないと合算対象期間とならないことを窓口で説明しております。ただし、65 歳までに永住許可申請をしている場合は、平成 20 年 5 月 21 日付庁保険発第 0521001 号により受給権が発生する可能性がある旨説明したところ、65 歳までに永住許可を受けなければ合算対象期間とならないことは初めて知った、65 歳前に永住許可を受けたかどうか、不明、確認するとのことで、一旦お帰りいただきました。

したがって、現行制度を知ったのは、■■■■年■■月■■日です。

様の永住許可申請日にかかる調査事蹟票

年 月 日 機構本部給付指導 G 楠本様より、様の合算対象期間確認のため、永住許可申請年月日と上陸年月日を確認願いたい旨の連絡を受ける。

同日 区役所外国人登録課の様に連絡。様がいつの時点で永住許可申請を行ったか確認できる原票を依頼したところ「様は区で外国人登録原票を作り、その後、区に転入されてきましたが、区で原票が作成された時点ですでに永住者でした。原票では永住許可申請日は記載されていないため、入局管理局（）に問い合わせ願いたい、との案内を受ける。

同日 入局管理局あてに電話し、様が対応。様から「パスポートには永住許可のシールが貼られており、認可年月日が確認できるものと考えられますが、それではだめですか」とのこと。機構本部より永住許可申請年月日を確認できる書類を求められていること説明する。「確認の上折り返し連絡します」とのこと。

同日 入局管理局の様から連絡。「様は入局管理局で許可申請を行っておられたために問い合わせると、10年以上前の申請書類は保存期限が経過しており、同局に保管されていないため確認できないことが報告されました。また、通常の永住許可年月日などの照会は受付できますが、永住許可申請年月日などは回答事項にないため「回答できません」との回答となります」とのこと。

同日 入局管理局・情報管理部門（）に電話し、様が対応。上記の問い合わせには「10年以上前の話であれば、申請書の保存期限が経過しており、お答えできませんとの回答でしかありません。ご本人が個人情報保護法に基づく開示請求を行えば、入管局で答えられない記録も電算記録に残っている場合は答えることもあります。あくまでもパスポートの出入国記録が電算化されているだけであるため、期待に添えられる回答にはならないと思います」との回答を得ました。

・なお、永住許可申請年月日の確認はパスポートのみであり、請求時にパスポ

ートで「[REDACTED]」の日付を確認しています。

報告者 [REDACTED] 年金事務所 お客様相談室長 [REDACTED]